



いじめ事案に関する調査報告書の受領について

いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定により、令和5年（2023年）12月11日付けで東海市子どものいじめ防止等対策委員会に諮問したいじめ事案に関し、本日答申を受け、調査報告書を受領しましたのでお知らせいたします。

■内容

- (1) 本事案に対する事実関係の有無及び全容解明について
- (2) 前号において明らかになった事実関係及び検証内容に基づいた今後の対応と再発防止について

■今後の対応

報告書の内容を真摯に受け止め、今後の対応や再発防止等について検討し、実践してまいります。

なお、文部科学省による「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に基づき、関係者の了承が得られた場合には迅速に記者会見を開催し、報告書の内容や今後の対応策について公表します。

問合せ	教育委員会学校教育課 担当：桜井（さくらい） 052-613-7831、0562-38-6421
-----	--